

第一部会 審議資料

資料 1 - 1

(事業名) (仮称) 南町田計画

部会審議項目(8) 騒 音 電 景 自 廃 温 (は終了)

(環境影響評価の項目) 騒音・振動 (選定した項目) (年月日) 平成 28 年 11 月 17 日

項目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現況調査	(1) 調査事項及び選定理由 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P131～P147
予測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域及び予測地点 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P148～P198
環境保全のための措置		P199
評価		P200～P210
都民の主な意見	別紙1のとおり	
関係市長の意見	別紙1のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成28年11月1日 (2) 担当委員 町田 信夫 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙2のとおり)	

都民の主な意見

- 1 新設される東急電鉄沿いの道について大気質、騒音・振動の予測・評価を実施しないのはなぜか。公園の利用者や線路を挟んだ民家に対する環境影響を見るためにこの地点を予測・評価する地点に加えるべきである。
- 2 今回の評価書案では、鶴間公園通り（3-4-37 号線、地元通称ユリノキ通り）の I 地点の騒音が、すでに環境基準値を超えている、となっています。2016 年 5 月 3 日、地元の NPO による計測では、ピーク時の時間交通量はすでに事業者発表の将来予測量を上回っています。計画にしたがって将来店舗数が 2.5 倍、駐車場台数が 1.5 倍となれば、交通予測量が過小評価されているのでは、と疑念を持ちます。
- 3 騒音調査予測地点の追加について。今回の計画では、鶴間公園北部の田園都市線に沿った部分に新設道路を作る、としています。これによって最も影響を受けるのは、線路北側に沿った住宅列です。これら住宅では、景観、さらに騒音について強い懸念を生じているところです。

わたしは、環境影響評価計画書への 2015 年 10 月 17 日付意見書にて、環境騒音の側面から、新設予定道路隣接地での予測が必要と考え、調査地点の追加を要求いたしました。けれども、今回の評価書案では反映されておりません。
- 4 騒音・振動 工事の完了後
 - ・公園内「さわやか広場」「多目的広場」での変化を測定すべきである。
 - ・公園内新設道路の中間点、ユリノキ通りとの新設交差点での測定を行うべきである。
 - ・環境悪化した場合は、解決法を提案し施工すべきである。

関係市長の意見

【町田市長】

計画では、商業施設が敷地境界周辺に建設されることとなっております。そのため、店舗営業に伴う騒音の影響が近隣住民に及ぶことも懸念されます。商業宣伝を目的とした拡声機使用に際しては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 129 条、第 130 条及び規則第 66 条に定める使用方法・音量基準等を遵守したうえで、近隣住民の生活に支障がないよう配慮をお願いします。

【大和市長】

意見なし

項目：騒音・振動

意見	意見の取扱いについての事務局案
<p>工事中車両及び関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベルについて、一部の地点で予測結果が環境基準を超えていることから、交通誘導員の適切な配置により車両の集中化を避けること、公共交通による来店の促進などの環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。</p>	<p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p>

第一部会 審議資料

資料 1 - 2

(事業名) (仮称) 南町田計画

部会審議項目(8) 騒 音 電 景 自 廃 温 (は終了)

(環境影響評価の項目) 自然との触れ合い活動の場 (選定した項目) (年月日) 平成 28 年 11 月 17 日

項目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現況調査	(1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P257～P270
予測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P271～P275
環境保全のための措置		P276
評価		P276～P277
都民の主な意見	別紙1のとおり	
関係市長の意見	なし	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成28年11月9日 (2) 担当委員 小堀 洋美 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙2のとおり)	

都民の主な意見

「東京都環境影響評価技術指針」によれば、「建築物の設置等が主要な人と自然との触れ合い活動の場及び当該触れ合い活動の場が持つ機能に及ぼす影響の内容及び程度を対象とする。この場合において、当該触れ合い活動の場が持つ機能への影響については、当該ふれあい活動の場が存在する地域が一体として有している自然とのふれあいの機能に対する影響を含むものとする。」となっているが、後段の「当該ふれあい活動の場が存在する地域が一体として有している自然とのふれあいの機能に対する影響」を見る調査を行ってもいないし、予測評価も行っていない。

鶴間公園は春には桜だけでなく、ハナニラが白い絨毯のように広がり、ムスカリがかわいい花を咲かせる、またニリンソウのような貴重な植物も生育している。さらに、猛禽類の一種ツミなども生息している。

地域の住民は、四季折々に変化を見せる鶴間公園を「自然との触れ合い活動の場」としてまさに一体としてその機能を享受しているのである。

この評価書案では単に来場者数、イベントなどをあげつらうのみで、上記のようなことを予測評価していないので、適切な代償措置に議論を導くこともせず、「鶴間公園の有するスポーツの場としての機能や散策、お花見のレクリエーション機能がより高まると予測する」と結論付けているのである。

上述のように「地域が一体として有している自然とのふれあいの機能に対する影響」を予測評価することを求める。

項目：自然との触れ合い活動の場

意見	意見の取扱いについての事務局案
<p>工事の完了後は、計画地と計画地に隣接する鶴間公園が連続的につながることから、歩行者動線の連続性が強化され自然との触れ合い活動の場の持つ機能が高まるとしているが、施設の整備に当たっては、接続部への在来種の植栽など環境保全のための措置を確実にいき、周辺自然環境への影響に可能な限り配慮した計画となるよう努めること。</p>	<p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p>

「（仮称）南町田計画」に係る都民の意見を聴く会における公述意見の概要

都民の意見を聴く会	公 述 人
	3 名

1 大気汚染

大気質の現況調査によれば、対象地である鶴間一丁目から四丁目地区の大気質の環境は、町田市金森測定局や大和市役所測定局と比較して明白に劣っています。国道 16 号や 246 号などの自動車交通の影響を受けているためと思われますが、この上に更なる交通負荷を与える本計画には最大限の配慮が求められると考えます。

交通誘導員の適切な配置などの対策を述べていますが、公共交通機関による来店の促進を図るといった対策が最も効果的だと思います。ぜひ、この対策の具体化を図るよう望みます。

2 騒音・振動

評価書案によりますと、ユリノキ通り北部の地点、計画地南部の地点で平日、休日とも環境基準を上回っており、計画完了後更に若干の増加があるが、許容の範囲であるとの結果になっています。予想を超える台数増加の現状を見ると、果たして将来、許容の範囲に収まるのでしょうか。

新設道路と鉄道線が並んで走り両方の影響を受ける地点を、道路に特定した騒音だけでなく、鉄道も含めた環境騒音の調査地点として選んでいただきたく要望します。

3 生物・生態系

本事業の実施は、ケヤキ通りの廃道により 109 シネマ棟西側から鶴間公園に続く地域は、生物及び生態系に影響を及ぼすと予想されます。高木のケヤキ、イロハモミジ群集、ニリンソウの群生などの植生や野鳥もヤマガラをはじめコゲラ、アオゲラやアカハラ、シロハラ、ツグミなど季節ごとに樹林をにぎわし、今年も猛禽類の一種のツミが営巣しました。鳥類のほか昆虫類の生息場所でもあります。現地調査の上、その保存・保護に努めていただきたい。

4 景観

現在は鶴間公園の自然樹林の間からわずかにシネコン棟が見える程度ですが、ケヤキ通りの廃道の跡地の商業地域には公共公益施設が建設され、その脇には歩行者

通路がつくられます。従って、公園北西側の住宅地からは、これまでの高木樹林帯が一変しますので、景観を検証、予測すべきと考えます。

5 自然との触れ合い活動の場

駐車場の拡充に伴って、交通量が増えることになり、公園内の道路新設が決められ、その部分の大クス、スタジイなどの樹木が伐採されてしまいます。加えて商業施設と鶴間公園を一体的に運用するためケヤキ通りを廃止し、更に段丘崖地形であったため園内で唯一残っていた潜在自然植生の樹木を伐採してしまう。その埋め合わせに、花や実のなる樹や在来種を補植するとのことですが、同じ自然環境の所はあるのでしょうか。詰まるところ自然との触れ合いの場の縮小に外なりません。

6 その他

(1) 区画整理事業は町田市と東急電鉄の共同事業であり、商業施設の建設と区画整理事業は密接不可分に関連しているということ。そして、こうした背景事情からみて、公園の大規模な改変を行う区画整理事業を含めて環境アセスメントを実施すべきということです。

(2) 南町田北交差点での渋滞はなんとしても避けてもらいたいと思います。また、どの新規大型商業施設でも開業直後の2～3か月間は非常に大きな負荷がかかることが経験されています。電鉄会社としての社会的責任を踏まえ、公共交通機関による来店の促進を図るという対策を進め、この期間の重点管理をお願いしたいと思います。

「(仮称) 南町田計画」に係る環境影響評価書案について (案)

第 1 審議経過

本審議会では、平成 28 年 6 月 24 日に「(仮称) 南町田計画」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

関連車両の走行に伴う大気質濃度について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、走行ルート沿道には、公園や住宅地が存在することから、交通誘導員の適切な配置により車両の集中化を避けること、公共交通による来店の促進などの環境保全のための措置を徹底し、環境負荷の低減に努めること。

【騒音・振動】

工事用車両及び関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベルについて、一部の地点で予測結果が環境基準を超えていることから、交通誘導員の適切な配置により車両の集中化を避けること、公共交通による来店の促進などの環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても

検討すること。

【自然との触れ合い活動の場】

工事の完了後は、計画地と計画地に隣接する鶴間公園が連続的につながることから、歩行者動線の連続性が強化され自然との触れ合い活動の場の持つ機能が高まるとしているが、施設の整備に当たっては、接続部への在来種の植栽など環境保全のための措置を確実にを行い、周辺自然環境への影響に可能な限り配慮した計画となるよう努めること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	平成 28 年 6 月 24 日	・評価書案について諮問
審議会	平成 28 年 7 月 29 日	・現地視察
部 会	平成 28 年 9 月 20 日	・項目別審議 日影、電波障害、温室効果ガス
部 会	平成 28 年 10 月 20 日	・項目別審議 大気汚染、景観、廃棄物
公聴会	平成 28 年 11 月 1 日	・都民の意見を聴く会を開催
部 会	平成 28 年 11 月 17 日	・項目別審議 騒音・振動、自然との触れ合い活動の場 ・総括審議
審議会	平成 28 年 11 月 24 日	・答申（予定）

【項目別検討の実施状況】

環境影響評価の項目	項目検討の実施年月日
大 気 汚 染	平成 28 年 10 月 11 日
騒 音 ・ 振 動	平成 28 年 11 月 1 日
日 影	平成 28 年 9 月 6 日
電 波 障 害	平成 28 年 9 月 13 日
景 観	平成 28 年 9 月 6 日
自然との触れ合い活動の場	平成 28 年 11 月 9 日
廃 棄 物	平成 28 年 10 月 11 日
温 室 効 果 ガ ス	平成 28 年 9 月 9 日